

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由																												
<p>共通 危機管理・くらし安心局<u>防災</u>危機管理課 東北電力<u>ネットワーク</u>(株)<u>鶴岡電力センター</u> 東北電力<u>庄内発電技術センター</u></p> <p>第1章 総則 第2節 用語の定義 <u>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</u></p> <p>1 鶴岡市水防本部長 <u>鶴岡市長を水防本部長とする。</u></p> <p>2 水防管理団体 <u>水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。(法第2条第2項)</u></p> <p>3 指定水防管理団体 <u>水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。(法第4条)</u></p> <p>4 水防管理者 <u>水防管理団体である市町村長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。(法第2条第3項)</u></p> <p>5 消防機関の長 <u>消防本部を置く市町村にあたっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあたっては消防団の長をいう。(法第2条第5項)</u></p> <p>6 水防協力団体 <u>水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項等の組織及び運営に関する事項等を内容とする規約等を有しているもので水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条)</u></p> <p>7 水防警報 <u>国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川等)について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第8項、法第16条)</u></p>	<p>共通 危機管理・くらし安心局危機管理課 東北電力(株) 東北電力<u>赤川ダム管理所</u></p> <p>第1章 総則 第2節 用語の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 45%;">定義</th> <th style="width: 15%;">本計画</th> <th style="width: 25%;">法の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)水防管理団体</td> <td><u>水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。</u></td> <td>鶴岡市</td> <td>法第2条第1項</td> </tr> <tr> <td>(2)指定水防管理団体</td> <td><u>水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。</u></td> <td>鶴岡市</td> <td>法第4条</td> </tr> <tr> <td>(3)水防管理者</td> <td><u>水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。</u></td> <td>鶴岡市長</td> <td>法第2条第2項</td> </tr> <tr> <td>(4)消防機関の長</td> <td><u>消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。</u></td> <td>鶴岡市消防長</td> <td>法第2条第4項</td> </tr> <tr> <td>(5)水防協力団体</td> <td><u>水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有している者として水防管理者が指定した団体をいう。</u></td> <td></td> <td>法第36条第1項</td> </tr> <tr> <td>(6)水防警報</td> <td><u>国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</u></td> <td>赤川、内川、 大山川</td> <td>法第2条第7項、法第16条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	本計画	法の基準	(1)水防管理団体	<u>水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。</u>	鶴岡市	法第2条第1項	(2)指定水防管理団体	<u>水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。</u>	鶴岡市	法第4条	(3)水防管理者	<u>水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。</u>	鶴岡市長	法第2条第2項	(4)消防機関の長	<u>消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。</u>	鶴岡市消防長	法第2条第4項	(5)水防協力団体	<u>水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有している者として水防管理者が指定した団体をいう。</u>		法第36条第1項	(6)水防警報	<u>国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</u>	赤川、内川、 大山川	法第2条第7項、法第16条第1項	<p>◆組織改編等</p> <p>◆山形県水防計画との整合</p>
用語	定義	本計画	法の基準																											
(1)水防管理団体	<u>水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。</u>	鶴岡市	法第2条第1項																											
(2)指定水防管理団体	<u>水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。</u>	鶴岡市	法第4条																											
(3)水防管理者	<u>水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。</u>	鶴岡市長	法第2条第2項																											
(4)消防機関の長	<u>消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。</u>	鶴岡市消防長	法第2条第4項																											
(5)水防協力団体	<u>水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有している者として水防管理者が指定した団体をいう。</u>		法第36条第1項																											
(6)水防警報	<u>国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</u>	赤川、内川、 大山川	法第2条第7項、法第16条第1項																											

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由																
<p><u>8 洪水予報</u> <u>(1) 国の機関が行う洪水予報</u> 気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川、須川、鮭川及び赤川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p> <p><u>(2) 県が行う洪水予報</u> 知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。(法第10条第1項・第2項、法第11条及び気象業務法第13条・第14条の2)</p> <p><u>9 指定河川</u> 国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川。(法第16条)</p> <p><u>10 水位周知河川(水位情報周知河川)</u> 流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であって、河川の水位が氾濫危険水位(法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位)に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。(法第13条)</p> <p><u>11 水防団待機水位(通報水位)</u> 水防団が出動のために待機する水位</p> <p><u>12 氾濫注意水位(法第12条第2項で規定される警戒水位)</u> 水防団の出動の目安となる水位。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">用語</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">定義</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">本計画</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">法の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(7)水防警報(水防管理者)</u></td> <td>水防警報が発せられたとき、水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるために行う発令をいう。</td> <td style="text-align: center;">赤川、内川、 大山川</td> <td style="text-align: center;">法第2条第7項、法第16条第1項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(8)洪水予報</u></td> <td> <p><u>1 国の機関が行う洪水予報</u> 気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川及び赤川について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p> <p><u>2 県が行う洪水予報</u> 知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p><u>1の河川</u> 赤川、内川</p> <p><u>2の河川</u> 大山川</p> </td> <td style="text-align: center;">法第10条第1項・第2項、法第11条第1項及び気象業務法第13条・第14条の2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(9)指定河川</u></td> <td>国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。</td> <td style="text-align: center;">赤川、内川、 大山川</td> <td style="text-align: center;">法第16条</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	本計画	法の基準	<u>(7)水防警報(水防管理者)</u>	水防警報が発せられたとき、水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるために行う発令をいう。	赤川、内川、 大山川	法第2条第7項、法第16条第1項	<u>(8)洪水予報</u>	<p><u>1 国の機関が行う洪水予報</u> 気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川及び赤川について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p> <p><u>2 県が行う洪水予報</u> 知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p>	<p><u>1の河川</u> 赤川、内川</p> <p><u>2の河川</u> 大山川</p>	法第10条第1項・第2項、法第11条第1項及び気象業務法第13条・第14条の2	<u>(9)指定河川</u>	国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。	赤川、内川、 大山川	法第16条	<p>◆山形県水防計画との整合</p>
用語	定義	本計画	法の基準															
<u>(7)水防警報(水防管理者)</u>	水防警報が発せられたとき、水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるために行う発令をいう。	赤川、内川、 大山川	法第2条第7項、法第16条第1項															
<u>(8)洪水予報</u>	<p><u>1 国の機関が行う洪水予報</u> 気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川及び赤川について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p> <p><u>2 県が行う洪水予報</u> 知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p>	<p><u>1の河川</u> 赤川、内川</p> <p><u>2の河川</u> 大山川</p>	法第10条第1項・第2項、法第11条第1項及び気象業務法第13条・第14条の2															
<u>(9)指定河川</u>	国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。	赤川、内川、 大山川	法第16条															

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由																								
<p><u>13 避難判断水位</u> 市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安となる水位。</p> <p><u>14 氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）</u> 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位。</p> <p><u>15 重要水防箇所</u> 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所</p> <p><u>16 洪水特別警戒水位</u> 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p><u>17 洪水浸水想定区域</u> 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。（法第14条）</p> <p>第3節 水防責任等 1 市（水防管理団体）の責任 （略） （略） ④水位の通報（法第12条第1項） （略）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">用語</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">定義</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">本計画</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">法の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(10)水位周知河川（水位情報周知河川）</td> <td>流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であって、河川の水位が避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び県知事が指定する。</td> <td style="text-align: center;">京田川、湯尻川、藤島川、青龍寺川、黒瀬川、内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川、三瀬川、倉沢川</td> <td style="text-align: center;">法第13条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(11)水防団待機水位（指定水位）</td> <td>水防団が出勤のために待機する水位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(12)はん濫注意水位（警戒水位）</td> <td>市長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民にはん濫に関する情報への注意喚起及び水防団の出勤の目安となる水位</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法第17条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(13)避難判断水位（特別警戒水位）</td> <td>市長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法第13条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(14)はん濫危険水位（危険水位）</td> <td>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 水防責任等 1 市（水防管理団体）の責任 （略） （略） ④水位の通報（法第12条） （略）</p>	用語	定義	本計画	法の基準	(10)水位周知河川（水位情報周知河川）	流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であって、河川の水位が避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び県知事が指定する。	京田川、湯尻川、藤島川、青龍寺川、黒瀬川、内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川、三瀬川、倉沢川	法第13条	(11)水防団待機水位（指定水位）	水防団が出勤のために待機する水位			(12)はん濫注意水位（警戒水位）	市長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民にはん濫に関する情報への注意喚起及び水防団の出勤の目安となる水位		法第17条	(13)避難判断水位（特別警戒水位）	市長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位		法第13条	(14)はん濫危険水位（危険水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位			<p>◆山形県水防計画との整合</p>
用語	定義	本計画	法の基準																							
(10)水位周知河川（水位情報周知河川）	流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であって、河川の水位が避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び県知事が指定する。	京田川、湯尻川、藤島川、青龍寺川、黒瀬川、内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川、三瀬川、倉沢川	法第13条																							
(11)水防団待機水位（指定水位）	水防団が出勤のために待機する水位																									
(12)はん濫注意水位（警戒水位）	市長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民にはん濫に関する情報への注意喚起及び水防団の出勤の目安となる水位		法第17条																							
(13)避難判断水位（特別警戒水位）	市長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位		法第13条																							
(14)はん濫危険水位（危険水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位																									

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由																																																
<p>第4節 津波における留意事項 <u>(参考) 津波防災地域づくりに関する法律に基づいて設定された「最大クラスの津波」における、主要海岸での「+20cmの津波の到達時間」及び「津波最高水位」は下記のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>+20cmの津波の到達時間</th> <th>津波最高水位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三 瀬</td> <td>8分</td> <td>13.2m</td> <td>三 瀬 川</td> </tr> <tr> <td>五 十 川</td> <td>7分</td> <td>16.3m</td> <td>五 十 川</td> </tr> <tr> <td>温 海</td> <td>7分</td> <td>14.2m</td> <td>温 海 川</td> </tr> <tr> <td>大 岩 川</td> <td>7分</td> <td>12.9m</td> <td>庄内小国川</td> </tr> <tr> <td>鼠 ケ 関</td> <td>8分</td> <td>8.8m</td> <td>鼠 ケ 関 川</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 水防関係機関系統図 法13条の4 県管理河川洪水予報及び水位周知 法13条の4 直轄河川洪水予報</p> <p>第2章 水防体制 第2節 水防活動の体制 【水防組織図】 水防隊本部 北分署</p> <p>第3節 水防隊の構成及び任務分担 北分署</p> <p>鶴岡第1方面水防隊4分団280人 鶴岡第2方面水防隊4分団395人 鶴岡第3方面水防隊4分団320人 鶴岡第4方面水防隊4分団340人 藤島方面水防隊5分団470人 羽黒方面水防隊6分団410人 櫛引方面水防隊4分団315人 朝日方面水防隊4分団225人 温海方面水防隊5分団335人</p>	地区名	+20cmの津波の到達時間	津波最高水位	備考	三 瀬	8分	13.2m	三 瀬 川	五 十 川	7分	16.3m	五 十 川	温 海	7分	14.2m	温 海 川	大 岩 川	7分	12.9m	庄内小国川	鼠 ケ 関	8分	8.8m	鼠 ケ 関 川	<p>第4節 津波における留意事項 <u>参考) 想定される最大規模の地震津波 (M8.5) における、沿岸部各地域の津波高及び津波到達時間は、下表のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>津波高 (m)</th> <th>第1波到達時間 (分)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三 瀬</td> <td>7.4</td> <td>19</td> <td>三 瀬 川</td> </tr> <tr> <td>五 十 川</td> <td>7.2</td> <td>17</td> <td>五 十 川</td> </tr> <tr> <td>温 海</td> <td>8.0</td> <td>18</td> <td>温 海 川</td> </tr> <tr> <td>宮 名 ・ 浜 中</td> <td>7.3</td> <td>19</td> <td>庄内小国川</td> </tr> <tr> <td>鼠 ケ 関</td> <td>7.3</td> <td>21</td> <td>鼠 ケ 関 川</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 水防関係機関系統図 法13条の2 県管理河川洪水予報及び水位周知 法13条の2 直轄河川洪水予報</p> <p>第2章 水防体制 第2節 水防活動の体制 【水防組織図】 水防隊 駅前分署</p> <p>第3節 水防隊の構成及び任務分担 駅前分署</p> <p>鶴岡第1方面水防隊4分団309人 鶴岡第2方面水防隊4分団375人 鶴岡第3方面水防隊4分団324人 鶴岡第4方面水防隊4分団353人 藤島方面水防隊5分団500人 羽黒方面水防隊6分団422人 櫛引方面水防隊4分団337人 朝日方面水防隊4分団245人 温海方面水防隊5分団422人</p>	地区名	津波高 (m)	第1波到達時間 (分)	備考	三 瀬	7.4	19	三 瀬 川	五 十 川	7.2	17	五 十 川	温 海	8.0	18	温 海 川	宮 名 ・ 浜 中	7.3	19	庄内小国川	鼠 ケ 関	7.3	21	鼠 ケ 関 川	<p>◆山形県水防計画との整合</p> <p>◆山形県水防計画との整合</p> <p>◆名称等の変更による修正</p> <p>◆名称等の変更による修正</p> <p>◆時点修正</p>
地区名	+20cmの津波の到達時間	津波最高水位	備考																																															
三 瀬	8分	13.2m	三 瀬 川																																															
五 十 川	7分	16.3m	五 十 川																																															
温 海	7分	14.2m	温 海 川																																															
大 岩 川	7分	12.9m	庄内小国川																																															
鼠 ケ 関	8分	8.8m	鼠 ケ 関 川																																															
地区名	津波高 (m)	第1波到達時間 (分)	備考																																															
三 瀬	7.4	19	三 瀬 川																																															
五 十 川	7.2	17	五 十 川																																															
温 海	8.0	18	温 海 川																																															
宮 名 ・ 浜 中	7.3	19	庄内小国川																																															
鼠 ケ 関	7.3	21	鼠 ケ 関 川																																															

鶴岡市水防計画新旧対照表

新			旧			修正理由
第4章 指定河川及び水防区 第1節 指定河川等 1 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川 (法第10条第2項)			第4章 指定河川及び水防区 第1節 指定河川等 1 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川 (法第10条第2項)			◆山形県水防計画との整合
河川名	区域 (略)	延長 (m)	河川名	区域 (略)	延長 (m)	
内川	左岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	内川	左岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	
	右岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点		右岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	
		2,000			2,000	
大山川	左岸	自 <u>酒田市広岡新田字道東34番地先</u> 至 <u>赤川合流点</u>	<u>〈追加〉</u>			
	右岸	自 <u>東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先</u> 至 <u>赤川合流点</u>				
		2,500				
2 国土交通大臣指定河川 [(水防警報河川) 法第16条第1項]			2 国土交通大臣指定河川 [(水防警報河川) 法第16条第1項]			
河川名	区域	延長 (m)	河川名	区域	延長 (m)	
京田川	左岸	自 <u>酒田市坂野辺新田字下割14番の3地先</u> 至 <u>最上川合流点</u>	<u>〈追加〉</u>			
	右岸	自 <u>酒田市落野目字広野7番地先</u> 至 <u>最上川合流点</u>	赤川	左岸	自 鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先 至 海	
右岸	自 鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先 至 海	右岸		自 鶴岡市中野新田字村表7番地先 至 海		
		4,200			33,016	
赤川	左岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	内川	左岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	
	右岸	自 鶴岡市中野新田字村表7番地先 至 海		右岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	
		33,016			2,000	
内川	左岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	<u>〈追加〉</u>			
	右岸	自 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 至 赤川合流点				
		2,000				
大山川	左岸	自 <u>酒田市広岡新田字道東34番地先</u> 至 <u>赤川合流点</u>				
	右岸	自 <u>東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先</u> 至 <u>赤川合流点</u>				
		2,500				

鶴岡市水防計画新旧対照表

新					旧					修正理由
第2節 水防区					第2節 水防区					◆山形県水防計画との整合
水防区	水防区所在地	電話	県防災行政無線（電話）	水防担当区域 （主な河川及び海岸）	水防区	水防区所在地	電話	県防災行政無線（電話）	水防担当区域 （主な河川及び海岸）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
鶴岡水防区	鶴岡市役所 藤島庁舎 羽黒庁舎 櫛引庁舎 朝日庁舎 温海庁舎	（略）	7730-801	（略）	鶴岡水防区	鶴岡市役所 藤島庁舎 羽黒庁舎 櫛引庁舎 朝日庁舎 温海庁舎	（略）	7730-801 <u>7734-501</u> <u>7735-501</u> <u>7736-101</u> <u>7738-101</u> <u>7739-101</u>	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
酒田水防区	酒田市役所 八幡総合支庁 松山総合支庁 平田総合支庁	（略）	7731-101	（略）	酒田水防区	酒田市役所 八幡総合支庁 松山総合支庁 平田総合支庁	（略）	7731-101 <u>7741-101</u> <u>7742-901</u> <u>7743-501</u>	（略）	
第6章 通信連絡 第2節 各種連絡系統図					第6章 通信連絡 第2節 各種連絡系統図					◆山形県水防計画との整合
(7)湯尻川、藤島川、京田川、青龍寺川、黒瀬川、内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川、三瀬川、倉沢川はん濫警戒情報等〔避難判断水位 <u>削除</u> 到達情報等〕連絡系統図					(7)湯尻川、藤島川、京田川、青龍寺川、黒瀬川、内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川、三瀬川、倉沢川はん濫警戒情報等〔避難判断水位 <u>（水防法第13条で規定される特別警戒水位）</u> 到達情報等〕連絡系統図					
(8)ダム放流による通信連絡系統図 カ 月山ダム <u>東北地方整備局河川部河川管理課</u> <u>東北地方整備局酒田河川国道事務所</u>					(8)ダム放流による通信連絡系統図 カ 月山ダム <u>追加</u>					

鶴岡市水防計画新旧対照表

新		旧		修正理由		
第7章 予報及び警報とその措置 第1節 気象に関する予報及び警報 1 注意報、警報、特別警報の種類とその発表基準		第7章 予報及び警報とその措置 第1節 気象に関する予報及び警報 1 注意報、警報、特別警報の種類とその発表基準		◆気象庁による警報・注意報発表基準の改定による修正		
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準				
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準に達すると予想される場合				
		市町村等をまとめた地域	市町村	<u>大雨注意報基準</u> 表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	
		庄内南部	鶴岡市	9	87	
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準に達すると予想される場合				
		市町村等をまとめた地域	市町村	<u>流域雨量指数基準</u>	<u>複合基準</u>	<u>指定河川洪水予報による基準</u>
		庄内南部	鶴岡市	京田川流域=9.2 藤島川流域=9 梵字川流域=19.9	赤川流域=(8,25) 京田川流域=(5,8,8)	赤川〔熊手・羽黒橋〕 太山川〔面野山・大山〕
				<u>1時間雨量</u>	<u>土壌雨量指数</u>	<u>流域雨量指数</u>
		庄内南部	鶴岡市	40mm以上	=	京田川流域 =8以上 藤島川流域 =9以上 梵字川流域 =16以上

鶴岡市水防計画新旧対照表

新				旧					修正理由			
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準		水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準			◆気象庁による警報・注意報発表基準の改定による修正			
水防活動用水防警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準に達すると予想される場合		水防活動用水防警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準の <u>いずれか</u> に達すると予想される場合						
		市町村等をまとめた地域	市町村			<u>大雨警報基準</u>						
						<u>表面雨量 指数基準</u>	<u>土壌雨量 指数基準</u>	<u>流域雨量 指数</u>				
		庄内南部	鶴岡市	<u>19</u>	<u>111</u>	市町村等をまとめた地域	市町村	<u>1時間雨量</u>	<u>土壌雨量 指数</u>	<u>流域雨量 指数</u>		
				庄内南部	鶴岡市	<u>60mm以上</u>	<u>101以上</u>	二				
水防活動用洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準に達すると予想される場合		水防活動用洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の基準の <u>いずれか</u> に達すると予想される場合						
		市町村等をまとめた地域	市町村	<u>流域雨量指数基準</u>	<u>複合基準</u>	<u>指定河川洪水予報による基準</u>		市町村等をまとめた地域	市町村	<u>1時間雨量</u>	<u>土壌雨量 指数</u>	<u>流域雨量 指数</u>
		庄内南部	鶴岡市	<u>京田川流域=11.6 藤島川流域=11.3 梵字川流域=24.9</u>	<u>赤川流域=(8, 27.8)</u>	<u>最上川下流「白ヶ沢・下瀬」、赤川「熊出・羽黒橋・浜中」、大山川「面野山・大山」</u>		庄内南部	鶴岡市	<u>60mm以上</u>	二	<u>京田川流域 =12以上 藤島川流域 =11以上 梵字川流域 =20以上</u>

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由
<p><参考> <u>表面雨量指数</u> <u>短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。</u> <u>降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。</u></p> <p>土壌雨量指数 <u>降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標</u> <u>大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。</u></p> <p>流域雨量指数 <u>河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標</u> <u>河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの</u></p>	<p><参考></p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>土壌雨量指数 <u>土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。</u></p> <p>流域雨量指数 <u>流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。</u></p>	<p>◆山形県水防計画との整合</p>

鶴岡市水防計画新旧対照表

新			旧			修正理由
第2節 洪水予報 1 注意情報及び警報情報に該当する条件			第2節 洪水予報 1 注意情報及び警報情報に該当する条件			◆「避難勧告等に関するガイドライン」が改定となり、住民等が情報の意味を理解できるよう、5段階の警戒レベルが導入されたことによる追記
洪水予報の種類	情報名	発表基準	洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件	
洪水注意報 <u>(発表)</u> 又は 洪水注意報	氾濫注意情報 <u>(警戒レベル2相当)</u>	次表の予報基準地点の水位が、 ・ <u>氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u> ・ <u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が続いたとき</u> ・ <u>避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</u>	洪水注意報	氾濫注意情報	次表の予報基準地点の水位が、 <u>はん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。</u>	
洪水警報 <u>(発表)</u> 又は 洪水警報	氾濫警戒情報 <u>(警戒レベル3相当)</u>	次表の予報基準地点の水位が、 ・ <u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ <u>避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・ <u>氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く。)</u> ・ <u>避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。)</u>	洪水警報	氾濫警戒情報	次表の予報基準地点の水位が、 <u>避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、又は、はん濫危険水位(危険水位)を超える洪水となるおそれがあるとき。</u>	
洪水警報 <u>(発表)</u> 又は 洪水警報	氾濫危険情報 <u>(警戒レベル4相当)</u>	次表の予報基準地点の水位が、 ・ <u>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき</u> ・ <u>氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</u>	洪水警報	氾濫危険情報	次表の予報基準地点の水位が、 <u>はん濫危険水位(危険水位)に到達したとき。</u>	
洪水警報 <u>(発表)</u> 又は 洪水警報	氾濫発生情報 <u>(警戒レベル5相当)</u>	予報区間において、 ・ <u>氾濫が発生したとき</u> ・ <u>氾濫が継続しているとき</u>	洪水警報 <u>(追加)</u>	氾濫発生情報 <u>(追加)</u>	予報区間において、 <u>はん濫が発生したとき。</u> <u>(追加)</u>	

鶴岡市水防計画新旧対照表

新			旧			修正理由					
洪水予報の種類	情報名	発表基準									
<u>洪水注意報 (警報解除)</u>	<u>氾濫注意情報 (警戒情報 解除)</u>	次表の予報基準地点の水位が、 ・ <u>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、 避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を 下回った場合を除く。）</u> ・ <u>氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込ま れなくなったとき（氾濫危険水位に達し場合を 除く。）</u>									
<u>氾濫注意報解除</u>	<u>氾濫注意情報解除</u>	次表の予報基準地点の水位が、 ・ <u>氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情 報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫の おそれなくなったとき。</u>									
2 予報基準となる河川の水位観測所			2 予報基準となる河川の水位観測所								
所管	洪水予報名	観測所名	<u>水防団待機水位 (通報水位)</u>	<u>氾濫注意水位 (警戒水位)</u>	<u>避難判断水位 (削除)</u>	<u>氾濫危険水位 (洪水特別警 戒水位)</u>	備考				
酒田河川 国道事務所	赤川	熊出	<u>2.10m</u>	3.00m	<u>4.30m</u>	4.50m					◆山形県水防計画の改定に伴う項目追加による修正◆「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」、「中小河川の特別警戒水位の設定要領」、「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川等における氾濫危険水位等の見直しによる修正
		羽黒橋	<u>2.00m</u>	3.00m	<u>4.20m</u>	4.60m					
	内川	羽黒橋	<u>2.00m</u>	3.00m	<u>4.20m</u>	4.60m	発表区分 赤川				
山形県	大山川	大山	<u>1.70m</u>	3.10m	3.90m	<u>4.40m</u>	庄内総合				
		面野山	<u>3.90m</u>	<u>4.80m</u>	<u>5.20m</u>	<u>5.60m</u>	支庁				
所管	洪水予報名	観測所名	<u>はん</u> 氾濫注意水位 (警戒水位)	<u>避難判断水位 (特別警戒水位)</u>	<u>はん</u> 氾濫危険水位 (危険水位)						
酒田河川 国道事務所	赤川	熊出	3.00m	<u>4.20m</u>	4.50m						
		羽黒橋	3.00m	<u>3.90m</u>	4.60m						
	内川	羽黒橋	3.00m	<u>3.90m</u>	4.60m						
山形県 庄内総合支庁	大山川	大山	3.10m	3.90m	<u>4.70m</u>						
		面野山	<u>3.70m</u>	<u>4.50m</u>	<u>5.30m</u>						

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由																																																																																																																																																			
<p>第3節 水防警報</p> <p>1 国土交通大臣の発する水防警報（水防法第16条）</p> <p>(1)水防警報の対象とする河川の水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>(略)</th> <th>水防団待機水位 (通報水位) (m)</th> <th>(略)</th> <th>避難判断水位 (特別警戒水) (m)</th> <th>犯濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">酒田河川 国道事務所</td> <td rowspan="2">赤川</td> <td>熊出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">4.30</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽黒橋</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">4.20</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>内川</td> <td>羽黒橋</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">4.20</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)警報の種類・内容及び発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。</td> <td>水位が水防団待機水位 (通報水位) に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)発表形式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>警報</th> <th>発表番号</th> <th>種別</th> <th>発表日時分</th> <th>発表機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">赤川 (支川 内川等含む。)</td> <td>水防警報</td> <td>第 号</td> <td>待機</td> <td>年月日時分</td> <td>酒田河川 国道事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>準備</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>出動</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>解除</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">情報</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table>	所管	河川名	観測所名	(略)	水防団待機水位 (通報水位) (m)	(略)	避難判断水位 (特別警戒水) (m)	犯濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	酒田河川 国道事務所	赤川	熊出	(略)	(略)	(略)	4.30	(略)	羽黒橋	(略)	(略)	(略)	4.20	(略)	内川	羽黒橋	(略)	(略)	(略)	4.20	(略)	種類	内容	発表基準	(略)	(略)	(略)	準備	水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位 (通報水位) に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	(略)	(略)	(略)	河川名	警報	発表番号	種別	発表日時分	発表機関	赤川 (支川 内川等含む。)	水防警報	第 号	待機	年月日時分	酒田河川 国道事務所	〃	〃	準備	〃	〃	〃	〃	出動	〃	〃	〃	〃	解除	〃	〃	〃	〃	情報	〃	〃	<p>第3節 水防警報</p> <p>1 国土交通大臣の発する水防警報（水防法第16条）</p> <p>(1)水防警報の対象とする河川の水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>(略)</th> <th>水防団待機水位 (指定水位) (m)</th> <th>(略)</th> <th>避難判断水位 (特別警戒水) (m)</th> <th>はん濫危険水位 (危険水位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">酒田河川 国道事務所</td> <td rowspan="2">赤川</td> <td>熊出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">4.20</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽黒橋</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">3.90</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>内川</td> <td>羽黒橋</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">3.90</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)警報の種類・内容及び発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。</td> <td>水位が水防団待機水位 (指定水位) に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)発表形式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>警報</th> <th>発表番号</th> <th>種別</th> <th>発表日時分</th> <th>発表機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">赤川 (支川 内川含む。)</td> <td>水防警報</td> <td>第 号</td> <td>待機</td> <td>年月日時分</td> <td>酒田河川 国道事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>準備</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>出動</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>解除</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	所管	河川名	観測所名	(略)	水防団待機水位 (指定水位) (m)	(略)	避難判断水位 (特別警戒水) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)	酒田河川 国道事務所	赤川	熊出	(略)	(略)	(略)	4.20	(略)	羽黒橋	(略)	(略)	(略)	3.90	(略)	内川	羽黒橋	(略)	(略)	(略)	3.90	(略)	種類	内容	発表基準	(略)	(略)	(略)	準備	水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位 (指定水位) に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	(略)	(略)	(略)	河川名	警報	発表番号	種別	発表日時分	発表機関	赤川 (支川 内川含む。)	水防警報	第 号	待機	年月日時分	酒田河川 国道事務所	〃	〃	準備	〃	〃	〃	〃	出動	〃	〃	〃	〃	解除	〃	〃	(追加)						<p>◆「危険水位及び汎濫危険水位の設定要領」、「中小河川の特別警戒水位の設定要領」、「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領」に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川等における汎濫危険水位等の見直しによる修正</p>
所管	河川名	観測所名	(略)	水防団待機水位 (通報水位) (m)	(略)	避難判断水位 (特別警戒水) (m)	犯濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)																																																																																																																																														
酒田河川 国道事務所	赤川	熊出	(略)	(略)	(略)	4.30	(略)																																																																																																																																														
		羽黒橋	(略)	(略)	(略)	4.20	(略)																																																																																																																																														
	内川	羽黒橋	(略)	(略)	(略)	4.20	(略)																																																																																																																																														
種類	内容	発表基準																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
準備	水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位 (通報水位) に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
河川名	警報	発表番号	種別	発表日時分	発表機関																																																																																																																																																
赤川 (支川 内川等含む。)	水防警報	第 号	待機	年月日時分	酒田河川 国道事務所																																																																																																																																																
	〃	〃	準備	〃	〃																																																																																																																																																
	〃	〃	出動	〃	〃																																																																																																																																																
	〃	〃	解除	〃	〃																																																																																																																																																
	〃	〃	情報	〃	〃																																																																																																																																																
所管	河川名	観測所名	(略)	水防団待機水位 (指定水位) (m)	(略)	避難判断水位 (特別警戒水) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)																																																																																																																																														
酒田河川 国道事務所	赤川	熊出	(略)	(略)	(略)	4.20	(略)																																																																																																																																														
		羽黒橋	(略)	(略)	(略)	3.90	(略)																																																																																																																																														
	内川	羽黒橋	(略)	(略)	(略)	3.90	(略)																																																																																																																																														
種類	内容	発表基準																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
準備	水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位 (指定水位) に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
河川名	警報	発表番号	種別	発表日時分	発表機関																																																																																																																																																
赤川 (支川 内川含む。)	水防警報	第 号	待機	年月日時分	酒田河川 国道事務所																																																																																																																																																
	〃	〃	準備	〃	〃																																																																																																																																																
	〃	〃	出動	〃	〃																																																																																																																																																
	〃	〃	解除	〃	〃																																																																																																																																																
	(追加)																																																																																																																																																				

鶴岡市水防計画新旧対照表

新										旧								修正理由																																																																																																												
<p>2 知事の発する水防警報（水防法第16条） (1)水防警報の対象とする河川の水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所名</th> <th>所在市町村</th> <th>観測場所</th> <th>河口又は合流点よりの距離(km)</th> <th>水防団待機水位(通報水位)(m)</th> <th>氾濫注意水位(警戒水位)(m)</th> <th>避難判断水位(削除)(m)</th> <th>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庄内総合支庁河川砂防課</td> <td rowspan="2">大山川</td> <td>大山</td> <td>鶴岡市</td> <td>鶴岡市大山</td> <td>13.5</td> <td>1.70</td> <td>3.10</td> <td>3.90</td> <td>4.40</td> </tr> <tr> <td>面野山</td> <td>鶴岡市</td> <td>鶴岡市面野山</td> <td>7.4</td> <td>3.90</td> <td>4.80</td> <td>5.20</td> <td>5.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)各対象量水標の範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所名</th> <th>(略)</th> <th>準備</th> <th>出動</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庄内総合支庁河川砂防課</td> <td rowspan="2">大山川</td> <td>大山</td> <td>(略)</td> <td>水1.70mに達しさらに警戒水位を上廻る水位が予想されるとき。</td> <td>水位3.10mに達しさらに増水のおそれがあるとき。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>面野山</td> <td>(略)</td> <td>3.90m</td> <td>4.80m</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)水防警報河川及びその区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">水位観測所名</th> <th colspan="4">水防管理団体及び区域</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>水防管理団体</th> <th colspan="2">区域</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山川</td> <td>大山 面野山</td> <td>鶴岡市 三川町 酒田市</td> <td>左岸 右岸</td> <td>鶴岡市坂野下字坂下字26番地先より 酒田市広岡新田字道東34番地先まで 鶴岡市東目字河倉109番地先より 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先まで</td> <td>左岸 右岸</td> <td>24.9km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										所管	河川名	水位観測所名	所在市町村	観測場所	河口又は合流点よりの距離(km)	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(削除)(m)	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(m)	庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	鶴岡市	鶴岡市大山	13.5	1.70	3.10	3.90	4.40	面野山	鶴岡市	鶴岡市面野山	7.4	3.90	4.80	5.20	5.60	所管	河川名	水位観測所名	(略)	準備	出動	(略)	庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	(略)	水1.70mに達しさらに警戒水位を上廻る水位が予想されるとき。	水位3.10mに達しさらに増水のおそれがあるとき。	(略)	面野山	(略)	3.90m	4.80m	(略)	河川名	水位観測所名	水防管理団体及び区域				距離	適用	水防管理団体	区域		距離	大山川	大山 面野山	鶴岡市 三川町 酒田市	左岸 右岸	鶴岡市坂野下字坂下字26番地先より 酒田市広岡新田字道東34番地先まで 鶴岡市東目字河倉109番地先より 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先まで	左岸 右岸	24.9km		<p>2 知事の発する水防警報（水防法第16条） (1)水防警報の対象とする河川の水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所名</th> <th>河口又は合流点よりの距離(km)</th> <th>水防団待機水位(指定水位)(m)</th> <th>はん濫注意水位(警戒水位)(m)</th> <th>避難判断水位(特別警戒水位)(m)</th> <th>はん濫危険水位(危険水位)(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庄内総合支庁河川砂防課</td> <td rowspan="2">大山川</td> <td>大山</td> <td>13.5</td> <td>1.60</td> <td>3.10</td> <td>3.90</td> <td>4.70</td> </tr> <tr> <td>面野山</td> <td>7.4</td> <td>2.30</td> <td>3.70</td> <td>4.50</td> <td>5.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)各対象量水標の範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所名</th> <th>(略)</th> <th>準備</th> <th>出動</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庄内総合支庁河川砂防課</td> <td rowspan="2">大山川</td> <td>大山</td> <td>(略)</td> <td>水1.60mに達しさらに警戒水位を上廻る水位が予想されるとき。</td> <td>水位3.10mに達しさらに増水のおそれがあるとき。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>面野山</td> <td>(略)</td> <td>2.30m</td> <td>3.70m</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(追加)</p>								所管	河川名	水位観測所名	河口又は合流点よりの距離(km)	水防団待機水位(指定水位)(m)	はん濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(特別警戒水位)(m)	はん濫危険水位(危険水位)(m)	庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	13.5	1.60	3.10	3.90	4.70	面野山	7.4	2.30	3.70	4.50	5.30	所管	河川名	水位観測所名	(略)	準備	出動	(略)	庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	(略)	水1.60mに達しさらに警戒水位を上廻る水位が予想されるとき。	水位3.10mに達しさらに増水のおそれがあるとき。	(略)	面野山	(略)	2.30m	3.70m	(略)	<p>◆「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」、「中小河川の特別警戒水位の設定要領」、「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領」に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川等における氾濫危険水位等の見直しによる修正</p> <p>◆山形県水防計画との整合</p>
所管	河川名	水位観測所名	所在市町村	観測場所	河口又は合流点よりの距離(km)	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(削除)(m)	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(m)																																																																																																																					
庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	鶴岡市	鶴岡市大山	13.5	1.70	3.10	3.90	4.40																																																																																																																					
		面野山	鶴岡市	鶴岡市面野山	7.4	3.90	4.80	5.20	5.60																																																																																																																					
所管	河川名	水位観測所名	(略)	準備	出動	(略)																																																																																																																								
庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	(略)	水1.70mに達しさらに警戒水位を上廻る水位が予想されるとき。	水位3.10mに達しさらに増水のおそれがあるとき。	(略)																																																																																																																								
		面野山	(略)	3.90m	4.80m	(略)																																																																																																																								
河川名	水位観測所名	水防管理団体及び区域				距離	適用																																																																																																																							
		水防管理団体	区域		距離																																																																																																																									
大山川	大山 面野山	鶴岡市 三川町 酒田市	左岸 右岸	鶴岡市坂野下字坂下字26番地先より 酒田市広岡新田字道東34番地先まで 鶴岡市東目字河倉109番地先より 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先まで	左岸 右岸	24.9km																																																																																																																								
所管	河川名	水位観測所名	河口又は合流点よりの距離(km)	水防団待機水位(指定水位)(m)	はん濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(特別警戒水位)(m)	はん濫危険水位(危険水位)(m)																																																																																																																							
庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	13.5	1.60	3.10	3.90	4.70																																																																																																																							
		面野山	7.4	2.30	3.70	4.50	5.30																																																																																																																							
所管	河川名	水位観測所名	(略)	準備	出動	(略)																																																																																																																								
庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	(略)	水1.60mに達しさらに警戒水位を上廻る水位が予想されるとき。	水位3.10mに達しさらに増水のおそれがあるとき。	(略)																																																																																																																								
		面野山	(略)	2.30m	3.70m	(略)																																																																																																																								

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(7)発表形式（知事）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">河川名</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 15%;">種 別</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">大</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">山</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">川</td> <td style="color: red;"><削除></td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">(略)</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">(略)</td> </tr> <tr> <td>準 備</td> </tr> <tr> <td>出 動</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">情 報</td> </tr> </table> <p>第4節 水位情報の通知及び周知 1 知事が行う水位情報の通知及び周知（水防法第13条） (1)水防情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>水 位 観測所</th> <th>観測 場所</th> <th>河口又は 合流点より の距離 (km)</th> <th>水防団待機 水位 (通報水 位) (m)</th> <th>氾濫注 意水位 (警戒水 位) (m)</th> <th>避難判 断水位 (削除) (m)</th> <th>氾濫危 険水位 (洪水特別 警戒水位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl;">庄内総合支庁河川砂防課</td><td>湯尻川</td><td>湯尻川</td><td>矢 馳</td><td>2.8</td><td style="color: red;">1.40</td><td style="color: red;">1.80</td><td>2.10</td><td>2.60</td></tr> <tr><td>藤島川</td><td>藤 島</td><td>藤 島</td><td>9.5</td><td style="color: red;">3.20</td><td style="color: red;">3.30</td><td>3.50</td><td>4.20</td></tr> <tr><td>京田川</td><td>三 和</td><td>三 和</td><td>20.2</td><td style="color: red;">2.60</td><td style="color: red;">2.70</td><td>2.80</td><td>3.30</td></tr> <tr><td>青龍寺川</td><td>高 坂</td><td>高 坂</td><td>10.6</td><td style="color: red;">1.30</td><td>1.40</td><td>1.50</td><td>1.90</td></tr> <tr><td>黒瀬川</td><td>黒瀬川</td><td>羽黒町 富 沢</td><td>2.6</td><td style="color: red;">2.00</td><td style="color: red;">2.20</td><td>2.30</td><td>2.80</td></tr> <tr><td>内川 (新内川)</td><td>内 川</td><td>大東町</td><td>3.2</td><td style="color: red;">1.60</td><td style="color: red;">2.40</td><td>2.60</td><td>3.00</td></tr> <tr><td>赤川</td><td style="color: red;">朝日窪合</td><td>本 郷</td><td>38.4</td><td style="color: red;">3.20</td><td style="color: red;">4.00</td><td style="color: red;">5.40</td><td style="color: red;">5.70</td></tr> <tr><td>五十川</td><td>五十川</td><td>五十川</td><td>0.4</td><td style="color: red;">1.00</td><td>1.70</td><td style="color: red;">2.20</td><td>2.60</td></tr> <tr><td>温海川</td><td>湯温海</td><td>湯温海</td><td>2.7</td><td>0.60</td><td>1.00</td><td>1.20</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>庄内 小国川</td><td>大岩川</td><td>大岩川</td><td>0.2</td><td style="color: red;">1.60</td><td>2.00</td><td style="color: red;">2.10</td><td style="color: red;">2.50</td></tr> <tr><td>鼠ヶ関川</td><td>小名部</td><td>小名部</td><td>8.3</td><td style="color: red;">1.90</td><td style="color: red;">2.50</td><td style="color: red;">2.70</td><td style="color: red;">3.30</td></tr> <tr><td></td><td>鼠ヶ関</td><td>鼠ヶ関</td><td>0.3</td><td style="color: red;">1.70</td><td style="color: red;">2.10</td><td>2.60</td><td>3.10</td></tr> <tr><td>三瀬川</td><td>三瀬川</td><td>三 瀬</td><td>0.6</td><td style="color: red;">1.20</td><td>1.70</td><td>2.20</td><td>2.70</td></tr> <tr><td>倉沢川</td><td>倉沢川</td><td>倉 沢</td><td>0.2</td><td style="color: red;">1.30</td><td style="color: red;">1.60</td><td>1.80</td><td>2.30</td></tr> </tbody> </table>	河川名	(略)	(略)	種 別	(略)	(略)	大	山	川	<削除>	(略)	(略)	準 備	出 動	解 除	情 報	所管	河川名	水 位 観測所	観測 場所	河口又は 合流点より の距離 (km)	水防団待機 水位 (通報水 位) (m)	氾濫注 意水位 (警戒水 位) (m)	避難判 断水位 (削除) (m)	氾濫危 険水位 (洪水特別 警戒水位) (m)	庄内総合支庁河川砂防課	湯尻川	湯尻川	矢 馳	2.8	1.40	1.80	2.10	2.60	藤島川	藤 島	藤 島	9.5	3.20	3.30	3.50	4.20	京田川	三 和	三 和	20.2	2.60	2.70	2.80	3.30	青龍寺川	高 坂	高 坂	10.6	1.30	1.40	1.50	1.90	黒瀬川	黒瀬川	羽黒町 富 沢	2.6	2.00	2.20	2.30	2.80	内川 (新内川)	内 川	大東町	3.2	1.60	2.40	2.60	3.00	赤川	朝日窪合	本 郷	38.4	3.20	4.00	5.40	5.70	五十川	五十川	五十川	0.4	1.00	1.70	2.20	2.60	温海川	湯温海	湯温海	2.7	0.60	1.00	1.20	1.50	庄内 小国川	大岩川	大岩川	0.2	1.60	2.00	2.10	2.50	鼠ヶ関川	小名部	小名部	8.3	1.90	2.50	2.70	3.30		鼠ヶ関	鼠ヶ関	0.3	1.70	2.10	2.60	3.10	三瀬川	三瀬川	三 瀬	0.6	1.20	1.70	2.20	2.70	倉沢川	倉沢川	倉 沢	0.2	1.30	1.60	1.80	2.30	<p>(6)発表形式（知事）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">河川名</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 15%;">種 別</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">大</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">山</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">川</td> <td style="color: red;">待 機</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">(略)</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em;">(略)</td> </tr> <tr> <td>準 備</td> </tr> <tr> <td>出 動</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> </tr> <tr> <td style="color: red;"><追加></td> </tr> </table> <p>第4節 水位情報の通知及び周知 1 知事が行う水位情報の通知及び周知（水防法第13条） (1)水防情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>水 位 観測所</th> <th>観測 場所</th> <th>河口又は 合流点より の距離 (km)</th> <th>水防団待機 水位 (指定水 位) (m)</th> <th>はん濫注 意水位 (警戒水 位) (m)</th> <th>避難判 断水位 (特別警戒 水位) (m)</th> <th>はん濫危 険水位 (危険水 位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl;">庄内総合支庁河川砂防課</td><td>湯尻川</td><td>湯尻川</td><td>矢 馳</td><td>2.8</td><td style="color: red;">1.10</td><td style="color: red;">1.70</td><td>2.10</td><td>2.60</td></tr> <tr><td>藤島川</td><td>藤 島</td><td>藤 島</td><td>9.5</td><td style="color: red;">2.00</td><td style="color: red;">3.00</td><td>3.50</td><td>4.20</td></tr> <tr><td>京田川</td><td>三 和</td><td>三 和</td><td>20.2</td><td style="color: red;">1.80</td><td style="color: red;">2.40</td><td>2.80</td><td>3.30</td></tr> <tr><td>青龍寺川</td><td>高 坂</td><td>高 坂</td><td>10.6</td><td style="color: red;">1.20</td><td>1.40</td><td>1.50</td><td>1.90</td></tr> <tr><td>黒瀬川</td><td>黒瀬川</td><td>羽黒町 富 沢</td><td>2.6</td><td style="color: red;">1.10</td><td style="color: red;">1.70</td><td>2.30</td><td>2.80</td></tr> <tr><td>内川 (新内川)</td><td>内 川</td><td>大東町</td><td>3.2</td><td style="color: red;">1.50</td><td style="color: red;">1.90</td><td>2.60</td><td>3.00</td></tr> <tr><td>赤川</td><td style="color: red;">笹目橋</td><td>本 郷</td><td>38.4</td><td style="color: red;">2.00</td><td style="color: red;">3.20</td><td style="color: red;">3.70</td><td style="color: red;">4.40</td></tr> <tr><td>五十川</td><td>五十川</td><td>五十川</td><td>0.4</td><td style="color: red;">0.80</td><td>1.70</td><td style="color: red;">2.10</td><td>2.60</td></tr> <tr><td>温海川</td><td>湯温海</td><td>湯温海</td><td>2.7</td><td>0.60</td><td>1.00</td><td>1.20</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>庄内 小国川</td><td>大岩川</td><td>大岩川</td><td>0.2</td><td style="color: red;">1.50</td><td>2.00</td><td style="color: red;">2.50</td><td style="color: red;">2.90</td></tr> <tr><td>鼠ヶ関川</td><td>小名部</td><td>小名部</td><td>8.3</td><td style="color: red;">1.70</td><td style="color: red;">2.00</td><td style="color: red;">2.30</td><td style="color: red;">2.60</td></tr> <tr><td></td><td>鼠ヶ関</td><td>鼠ヶ関</td><td>0.3</td><td style="color: red;">1.30</td><td style="color: red;">1.90</td><td>2.60</td><td>3.10</td></tr> <tr><td>三瀬川</td><td>三瀬川</td><td>三 瀬</td><td>0.6</td><td style="color: red;">1.00</td><td>1.70</td><td>2.20</td><td>2.70</td></tr> <tr><td>倉沢川</td><td>倉沢川</td><td>倉 沢</td><td>0.2</td><td style="color: red;">1.10</td><td style="color: red;">1.50</td><td>1.80</td><td>2.30</td></tr> </tbody> </table>	河川名	(略)	(略)	種 別	(略)	(略)	大	山	川	待 機	(略)	(略)	準 備	出 動	解 除	<追加>	所管	河川名	水 位 観測所	観測 場所	河口又は 合流点より の距離 (km)	水防団待機 水位 (指定水 位) (m)	はん濫注 意水位 (警戒水 位) (m)	避難判 断水位 (特別警戒 水位) (m)	はん濫危 険水位 (危険水 位) (m)	庄内総合支庁河川砂防課	湯尻川	湯尻川	矢 馳	2.8	1.10	1.70	2.10	2.60	藤島川	藤 島	藤 島	9.5	2.00	3.00	3.50	4.20	京田川	三 和	三 和	20.2	1.80	2.40	2.80	3.30	青龍寺川	高 坂	高 坂	10.6	1.20	1.40	1.50	1.90	黒瀬川	黒瀬川	羽黒町 富 沢	2.6	1.10	1.70	2.30	2.80	内川 (新内川)	内 川	大東町	3.2	1.50	1.90	2.60	3.00	赤川	笹目橋	本 郷	38.4	2.00	3.20	3.70	4.40	五十川	五十川	五十川	0.4	0.80	1.70	2.10	2.60	温海川	湯温海	湯温海	2.7	0.60	1.00	1.20	1.50	庄内 小国川	大岩川	大岩川	0.2	1.50	2.00	2.50	2.90	鼠ヶ関川	小名部	小名部	8.3	1.70	2.00	2.30	2.60		鼠ヶ関	鼠ヶ関	0.3	1.30	1.90	2.60	3.10	三瀬川	三瀬川	三 瀬	0.6	1.00	1.70	2.20	2.70	倉沢川	倉沢川	倉 沢	0.2	1.10	1.50	1.80	2.30	<p>◆山形県水防計画との整合</p> <p>◆「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」、「中小河川の特別警戒水位の設定要領」、「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川等における氾濫危険水位等の見直しによる修正</p>
河川名	(略)	(略)	種 別	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
大	山	川	<削除>	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			準 備																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			出 動																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			解 除																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			情 報																																																																																																																																																																																																																																																																																			
所管	河川名	水 位 観測所	観測 場所	河口又は 合流点より の距離 (km)	水防団待機 水位 (通報水 位) (m)	氾濫注 意水位 (警戒水 位) (m)	避難判 断水位 (削除) (m)	氾濫危 険水位 (洪水特別 警戒水位) (m)																																																																																																																																																																																																																																																																														
庄内総合支庁河川砂防課	湯尻川	湯尻川	矢 馳	2.8	1.40	1.80	2.10	2.60																																																																																																																																																																																																																																																																														
	藤島川	藤 島	藤 島	9.5	3.20	3.30	3.50	4.20																																																																																																																																																																																																																																																																														
	京田川	三 和	三 和	20.2	2.60	2.70	2.80	3.30																																																																																																																																																																																																																																																																														
	青龍寺川	高 坂	高 坂	10.6	1.30	1.40	1.50	1.90																																																																																																																																																																																																																																																																														
	黒瀬川	黒瀬川	羽黒町 富 沢	2.6	2.00	2.20	2.30	2.80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内川 (新内川)	内 川	大東町	3.2	1.60	2.40	2.60	3.00																																																																																																																																																																																																																																																																														
	赤川	朝日窪合	本 郷	38.4	3.20	4.00	5.40	5.70																																																																																																																																																																																																																																																																														
	五十川	五十川	五十川	0.4	1.00	1.70	2.20	2.60																																																																																																																																																																																																																																																																														
	温海川	湯温海	湯温海	2.7	0.60	1.00	1.20	1.50																																																																																																																																																																																																																																																																														
	庄内 小国川	大岩川	大岩川	0.2	1.60	2.00	2.10	2.50																																																																																																																																																																																																																																																																														
	鼠ヶ関川	小名部	小名部	8.3	1.90	2.50	2.70	3.30																																																																																																																																																																																																																																																																														
		鼠ヶ関	鼠ヶ関	0.3	1.70	2.10	2.60	3.10																																																																																																																																																																																																																																																																														
	三瀬川	三瀬川	三 瀬	0.6	1.20	1.70	2.20	2.70																																																																																																																																																																																																																																																																														
	倉沢川	倉沢川	倉 沢	0.2	1.30	1.60	1.80	2.30																																																																																																																																																																																																																																																																														
	河川名	(略)	(略)	種 別	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																
大	山	川	待 機	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			準 備																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			出 動																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			解 除																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
所管	河川名	水 位 観測所	観測 場所	河口又は 合流点より の距離 (km)	水防団待機 水位 (指定水 位) (m)	はん濫注 意水位 (警戒水 位) (m)	避難判 断水位 (特別警戒 水位) (m)	はん濫危 険水位 (危険水 位) (m)																																																																																																																																																																																																																																																																														
庄内総合支庁河川砂防課	湯尻川	湯尻川	矢 馳	2.8	1.10	1.70	2.10	2.60																																																																																																																																																																																																																																																																														
	藤島川	藤 島	藤 島	9.5	2.00	3.00	3.50	4.20																																																																																																																																																																																																																																																																														
	京田川	三 和	三 和	20.2	1.80	2.40	2.80	3.30																																																																																																																																																																																																																																																																														
	青龍寺川	高 坂	高 坂	10.6	1.20	1.40	1.50	1.90																																																																																																																																																																																																																																																																														
	黒瀬川	黒瀬川	羽黒町 富 沢	2.6	1.10	1.70	2.30	2.80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	内川 (新内川)	内 川	大東町	3.2	1.50	1.90	2.60	3.00																																																																																																																																																																																																																																																																														
	赤川	笹目橋	本 郷	38.4	2.00	3.20	3.70	4.40																																																																																																																																																																																																																																																																														
	五十川	五十川	五十川	0.4	0.80	1.70	2.10	2.60																																																																																																																																																																																																																																																																														
	温海川	湯温海	湯温海	2.7	0.60	1.00	1.20	1.50																																																																																																																																																																																																																																																																														
	庄内 小国川	大岩川	大岩川	0.2	1.50	2.00	2.50	2.90																																																																																																																																																																																																																																																																														
	鼠ヶ関川	小名部	小名部	8.3	1.70	2.00	2.30	2.60																																																																																																																																																																																																																																																																														
		鼠ヶ関	鼠ヶ関	0.3	1.30	1.90	2.60	3.10																																																																																																																																																																																																																																																																														
	三瀬川	三瀬川	三 瀬	0.6	1.00	1.70	2.20	2.70																																																																																																																																																																																																																																																																														
	倉沢川	倉沢川	倉 沢	0.2	1.10	1.50	1.80	2.30																																																																																																																																																																																																																																																																														

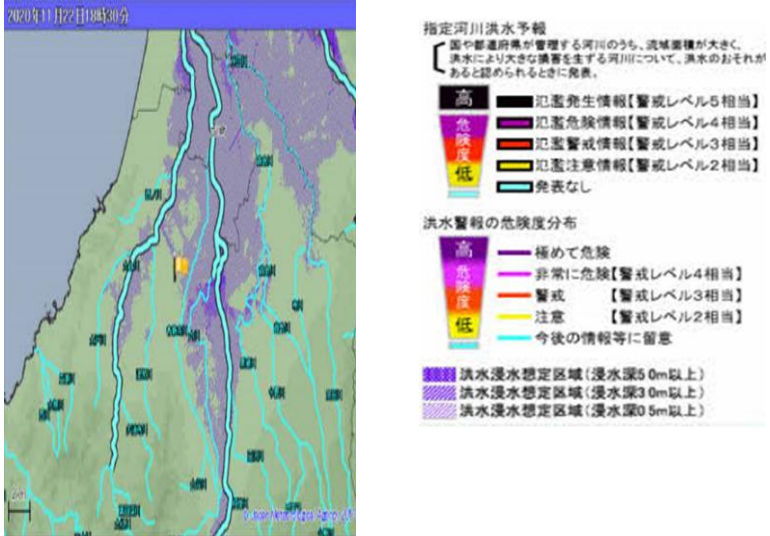
鶴岡市水防計画新旧対照表

新								旧								修正理由								
(3) 氾濫危険 水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）設定河川及びその区域								(3) 避難判断 水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）設定河川及びその区域								◆「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」、「中小河川の特別警戒水位の設定要領」、「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領」に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川等における氾濫危険水位等の見直しによる修正								
河川名		水位観測所		周知市町村及び区域				距離		適用		河川名		水位観測所			周知市町村及び区域				距離		適用	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)			(略)				(略)		(略)	
温海川	湯温海	鶴岡市	左岸	鶴岡市一霞字松之本132番の2地先から河口部まで				左岸	10.9km			温海川	湯温海	鶴岡市	左岸		鶴岡市一霞字松之本132番の2地先から河口部まで				左岸	16.7km		
			右岸	鶴岡市一霞字布滝56番の29地先から河口部まで				右岸							右岸		鶴岡市一霞字布滝56番の29地先から河口部まで				右岸			
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)				(略)		(略)		

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由																																																																																																									
<p>第5節 その他の水位情報</p> <p>「川の水位情報」では、山形県が設置した、洪水に特化した水位計（危機管理型水位計）から、携帯電話回線で送られてきた水位情報をパソコンやスマートフォンの画面で提供している。</p> <p>危機管理型水位計（「川の水位情報」より情報提供している。観測所は次表のとおり。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">河川名</th> <th style="text-align: center;">設置箇所名</th> <th style="text-align: center;">観測開始水位 (T.P.m) (零点との差)</th> <th style="text-align: center;">危険水位 (T.P.m) (零点との差)</th> <th style="text-align: center;">氾濫開始水位 (零点高) (T.P.m)</th> <th style="text-align: center;">観測所位置 (地内)</th> <th style="text-align: center;">観測開始 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>京田川</td><td>千原橋</td><td>10.75 (-2.53)</td><td>12.68 (-0.60)</td><td>13.28</td><td>鶴岡市鷺畑字佐渡端</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>京田川</td><td>十文字橋</td><td>4.35 (-3.42)</td><td>7.07 (-0.70)</td><td>7.77</td><td>鶴岡市長沼字十文字</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>藤島川</td><td>富沢橋</td><td>11.86 (-2.89)</td><td>13.75 (-1.00)</td><td>14.75</td><td>鶴岡市柳久瀬字大畑</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>黒瀬川</td><td>黒瀬橋</td><td>11.39 (-1.94)</td><td>12.63 (-0.70)</td><td>13.33</td><td>鶴岡市羽黒町黒瀬字南川原</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>青龍寺川</td><td>稲生橋</td><td>15.07 (-2.24)</td><td>16.03 (-1.28)</td><td>17.31</td><td>鶴岡市稲生一丁目</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>大山川</td><td>関根新橋</td><td>57.11 (-1.58)</td><td>58.29 (-0.40)</td><td>58.69</td><td>鶴岡市関根字橋下</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>大山川</td><td>新山橋</td><td>13.39 (-2.19)</td><td>15.08 (-0.50)</td><td>15.58</td><td>鶴岡市下小中字田中屋敷</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>大山川</td><td>今世橋</td><td>7.61 (-4.75)</td><td>10.96 (-1.40)</td><td>12.36</td><td>鶴岡市大山字中柳原</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>庄内小国川</td><td>大淵橋</td><td>40.37 (-2.58)</td><td>42.65 (-0.30)</td><td>42.95</td><td>鶴岡市槇代字大淵</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>今野川</td><td>白山橋</td><td>17.23 (-1.85)</td><td>18.17 (-0.91)</td><td>19.08</td><td>鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>内川</td><td>坂本橋</td><td>14.05 (-1.49)</td><td>14.63 (-0.91)</td><td>15.54</td><td>鶴岡市日枝</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>藤島川</td><td>国見橋</td><td>97.20 (-2.50)</td><td>99.20 (-0.50)</td><td>99.7</td><td>鶴岡市羽黒町大口</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>五十川</td><td>中央橋</td><td>52.28 (-2.50)</td><td>54.28 (-0.50)</td><td>54.78</td><td>鶴岡市山五十川</td><td>H31.4.1</td></tr> <tr><td>庄内小国川</td><td>神馬澤橋</td><td>108.77 (-2.90)</td><td>110.57 (-1.10)</td><td>111.67</td><td>鶴岡市小国</td><td>H31.4.1</td></tr> </tbody> </table>	河川名	設置箇所名	観測開始水位 (T.P.m) (零点との差)	危険水位 (T.P.m) (零点との差)	氾濫開始水位 (零点高) (T.P.m)	観測所位置 (地内)	観測開始 年月日	京田川	千原橋	10.75 (-2.53)	12.68 (-0.60)	13.28	鶴岡市鷺畑字佐渡端	H31.4.1	京田川	十文字橋	4.35 (-3.42)	7.07 (-0.70)	7.77	鶴岡市長沼字十文字	H31.4.1	藤島川	富沢橋	11.86 (-2.89)	13.75 (-1.00)	14.75	鶴岡市柳久瀬字大畑	H31.4.1	黒瀬川	黒瀬橋	11.39 (-1.94)	12.63 (-0.70)	13.33	鶴岡市羽黒町黒瀬字南川原	H31.4.1	青龍寺川	稲生橋	15.07 (-2.24)	16.03 (-1.28)	17.31	鶴岡市稲生一丁目	H31.4.1	大山川	関根新橋	57.11 (-1.58)	58.29 (-0.40)	58.69	鶴岡市関根字橋下	H31.4.1	大山川	新山橋	13.39 (-2.19)	15.08 (-0.50)	15.58	鶴岡市下小中字田中屋敷	H31.4.1	大山川	今世橋	7.61 (-4.75)	10.96 (-1.40)	12.36	鶴岡市大山字中柳原	H31.4.1	庄内小国川	大淵橋	40.37 (-2.58)	42.65 (-0.30)	42.95	鶴岡市槇代字大淵	H31.4.1	今野川	白山橋	17.23 (-1.85)	18.17 (-0.91)	19.08	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰	H31.4.1	内川	坂本橋	14.05 (-1.49)	14.63 (-0.91)	15.54	鶴岡市日枝	H31.4.1	藤島川	国見橋	97.20 (-2.50)	99.20 (-0.50)	99.7	鶴岡市羽黒町大口	H31.4.1	五十川	中央橋	52.28 (-2.50)	54.28 (-0.50)	54.78	鶴岡市山五十川	H31.4.1	庄内小国川	神馬澤橋	108.77 (-2.90)	110.57 (-1.10)	111.67	鶴岡市小国	H31.4.1	<p>〈追加〉</p>	<p>◆山形県において、H31年4月1日より運用を開始している「危機管理型水位計（鶴岡市内14基）」の一覧を追加</p>
河川名	設置箇所名	観測開始水位 (T.P.m) (零点との差)	危険水位 (T.P.m) (零点との差)	氾濫開始水位 (零点高) (T.P.m)	観測所位置 (地内)	観測開始 年月日																																																																																																					
京田川	千原橋	10.75 (-2.53)	12.68 (-0.60)	13.28	鶴岡市鷺畑字佐渡端	H31.4.1																																																																																																					
京田川	十文字橋	4.35 (-3.42)	7.07 (-0.70)	7.77	鶴岡市長沼字十文字	H31.4.1																																																																																																					
藤島川	富沢橋	11.86 (-2.89)	13.75 (-1.00)	14.75	鶴岡市柳久瀬字大畑	H31.4.1																																																																																																					
黒瀬川	黒瀬橋	11.39 (-1.94)	12.63 (-0.70)	13.33	鶴岡市羽黒町黒瀬字南川原	H31.4.1																																																																																																					
青龍寺川	稲生橋	15.07 (-2.24)	16.03 (-1.28)	17.31	鶴岡市稲生一丁目	H31.4.1																																																																																																					
大山川	関根新橋	57.11 (-1.58)	58.29 (-0.40)	58.69	鶴岡市関根字橋下	H31.4.1																																																																																																					
大山川	新山橋	13.39 (-2.19)	15.08 (-0.50)	15.58	鶴岡市下小中字田中屋敷	H31.4.1																																																																																																					
大山川	今世橋	7.61 (-4.75)	10.96 (-1.40)	12.36	鶴岡市大山字中柳原	H31.4.1																																																																																																					
庄内小国川	大淵橋	40.37 (-2.58)	42.65 (-0.30)	42.95	鶴岡市槇代字大淵	H31.4.1																																																																																																					
今野川	白山橋	17.23 (-1.85)	18.17 (-0.91)	19.08	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰	H31.4.1																																																																																																					
内川	坂本橋	14.05 (-1.49)	14.63 (-0.91)	15.54	鶴岡市日枝	H31.4.1																																																																																																					
藤島川	国見橋	97.20 (-2.50)	99.20 (-0.50)	99.7	鶴岡市羽黒町大口	H31.4.1																																																																																																					
五十川	中央橋	52.28 (-2.50)	54.28 (-0.50)	54.78	鶴岡市山五十川	H31.4.1																																																																																																					
庄内小国川	神馬澤橋	108.77 (-2.90)	110.57 (-1.10)	111.67	鶴岡市小国	H31.4.1																																																																																																					

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>※所管は、いずれも庄内総合支庁河川砂防課 サービス運営主体：<u>一般財団法人河川情報センター</u> (危機管理型水位計運用協議会により決定されたシステム事業者) 閲覧：<u>パソコン・スマートフォンで「川の水情報」で検索</u> RL：https://k.river.go.jp</p> <p>第6節 気象庁洪水警報の危険度分布</p> <p><u>洪水予報河川・水位周知河川以外の河川については、洪水予報河川や水位周知河川に比べて得られる情報が少ないことから、避難勧告等の発令の必要性を見極めるに当たり、河川水位等の現地情報に加え、水位計が設置されていない場合であっても、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の一つとして、河川毎の洪水災害発生危険度を地図上で判断できる「洪水警報の危険度分布」を活用する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div> <p><u>「気象庁 危険度分布」で検索</u> https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html</p>	<p>〈追加〉</p>	<p>◆指定河川以外の河川について、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の一つとして、気象庁の「洪水警報の危険度分布」を活用するため、項目を追加</p>

鶴岡市水防計画新旧対照表

新						旧						修正理由
第8章 水位等の観測 第1節 雨量観測						第8章 水位等の観測 第1節 雨量観測						◆山形県水防計画との整合 ◆市地域防災計画との整合
観測所	所在地	観測の種類	観測の科目	河川名	所管	観測所	所在地	観測の種類	観測の科目	河川名	所管	
大山	大山1-20	テレメーター	降水量	大山川	山形県	大山	大山1-20	テレメーター	降水量	大山川	山形県	
面野山	面野山字鶴の瀬	テレメーター	降水量	大山川	山形県	面野山	面野山鶴の瀬	テレメーター	降水量	大山川	山形県	
鶴岡	錦町 (削除)	地域気象	4要素	赤川	気象庁	鶴岡	錦町 21	地域気象	4要素	赤川	気象庁	
高坂	高坂字杉ヶ沢46	テレメーター	降水量	青龍寺川	山形県	高坂	高坂字杉ヶ沢46	テレメーター	降水量	青龍寺川	山形県	
添川	添川字新地315	テレメーター	降水量	京田川	山形県	添川	添川字新地315	テレメーター	降水量	京田川	山形県	
上野新田	上野新田字段之松8	テレメーター	降水量	今野川	山形県	上野新田	羽黒町上野新田字段之松8	テレメーター	降水量	今野川	山形県	
羽黒山	手向字羽黒山120-11	テレメーター	降水量	立谷沢川	国土交通省	羽黒山	羽黒町手向字羽黒山120-11	テレメーター	降水量	立谷沢川	国土交通省	
櫛引	桂荒俣字上桂 (削除)	地域気象	降水量・積雪	赤川	気象庁	櫛引	桂荒俣字上桂 89	地域気象	降水量・積雪	赤川	気象庁	
大針	大針字中村50	テレメーター	降水量	最上川	国土交通省	大針	大針中村50	テレメーター	降水量	最上川	国土交通省	
(削除)						田麦俣	田麦俣字扇平60-2,60-3	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	
湯殿山	田麦俣	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	湯殿山	田麦俣	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	
月山ダム	上名川	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	月山ダム	上名川	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	
荒沢ダム	荒沢字狩籠78	テレメーター	降水量	(削除)	山形県	荒沢ダム	荒沢字狩籠78	テレメーター	降水量	赤川	山形県	
荒沢	荒沢字狩籠 (削除)	地域気象	降水量	赤川	気象庁	荒沢	荒沢字狩籠 145	地域気象	降水量	赤川	気象庁	
皿淵	大鳥字深谷現国有林 (削除)	テレメーター	降水量	赤川	山形県	皿淵	大鳥字深谷現国有林 113林班～小班	テレメーター	降水量	赤川	山形県	
栴形	大鳥字栴形1	テレメーター	降水量	鯨沢	山形県	栴形	大鳥字栴形1	テレメーター	降水量	鯨沢	山形県	
蘇岡	大鳥字蘇岡1-9	テレメーター	降水量	赤川	山形県	蘇岡	大鳥字蘇岡1-9	テレメーター	降水量	赤川	山形県	
鼠ヶ関	鼠ヶ関字横路 (削除)	地域気象	4要素	鼠ヶ関川	気象庁	鼠ヶ関	鼠ヶ関字横路 620	地域気象	4要素	鼠ヶ関川	気象庁	
小名部	小名部字上浜田 地先	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県	小名部	小名部字上浜田 137-3	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県	
関川	関川字向 大道1-1	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県	関川	関川字向 11	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県	
(削除)						小国	小国字田尻2-6	テレメーター	降水量	小国川	山形県	
(削除)						越沢	越沢字越沢45	テレメーター	降水量	小国川	山形県	
旧温海支所	湯温海字湯之尻521-1	テレメーター	降水量	温海川	山形県	温海支所	湯温海字湯之尻521-1	自記	降水量	温海川	山形県	
温海川ダム	一霞字布滝56-29	テレメーター	降水量	温海川	山形県	温海川ダム	一霞字布滝56-29	テレメーター	降水量	温海川	山形県	
温海川	温海川字中小屋181-5	テレメーター	降水量	温海川	山形県	温海川	温海川字中小屋181-5	テレメーター	降水量	温海川	山形県	
五十川	五十川字鷺ヶ坂 28-1	テレメーター	降水量	五十川	山形県	五十川	五十川 山之脇183-2	テレメーター	降水量	五十川	山形県	
(削除)						山五十川	五十川甲475-1	テレメーター	降水量	五十川	山形県	
戸沢	戸沢字 東俣3-3	テレメーター	降水量	五十川	山形県	戸沢	戸沢字 東俣167	テレメーター	降水量	五十川	山形県	
菅野代	菅野代字 宮野下3-1	テレメーター	降水量	五十川	山形県	菅野代	菅野代字 宮下3-1	テレメーター	降水量	五十川	山形県	

鶴岡市水防計画新旧対照表

新							旧							修正理由																																																																				
<p>第2節 水位等の観測</p> <p>1 国の水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>水防団待機水位 (通報水位) (m)</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位) (m)</th> <th>避難判断水位 (削除) (m)</th> <th>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)</th> <th>(削除) 計画高水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国土交通省酒田河川国道事務所</td> <td rowspan="4">赤川</td> <td>熊出</td> <td>2.10</td> <td>3.00</td> <td style="color: red;">4.30</td> <td style="color: red;">4.50</td> <td>6.12</td> </tr> <tr> <td>黒川橋</td> <td>1.40</td> <td>2.50</td> <td></td> <td></td> <td>3.92</td> </tr> <tr> <td>羽黒橋</td> <td>2.00</td> <td>3.00</td> <td style="color: red;">4.20</td> <td style="color: red;">4.60</td> <td>6.90</td> </tr> <tr> <td>笹目橋</td> <td style="color: red;">(削除)</td> <td style="color: red;">(削除)</td> <td style="color: red;">(削除)</td> <td style="color: red;">(削除)</td> <td style="color: red;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>							所管	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (削除) (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	(削除) 計画高水位 (m)	国土交通省酒田河川国道事務所	赤川	熊出	2.10	3.00	4.30	4.50	6.12	黒川橋	1.40	2.50			3.92	羽黒橋	2.00	3.00	4.20	4.60	6.90	笹目橋	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<p>第2節 水位等の観測</p> <p>1 国の水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>水防団待機水位 (指定水位) (m)</th> <th>はん濫注意水位 (警戒水位) (m)</th> <th>避難判断水位 (特別警戒水位) (m)</th> <th>はん濫危険水位 (追加) (m)</th> <th>はん濫危険水位 (計画高水位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国土交通省酒田河川国道事務所</td> <td rowspan="4">赤川</td> <td>熊出</td> <td>2.10</td> <td>3.00</td> <td style="color: red;">4.20</td> <td style="color: red;">5.00</td> <td>6.12</td> </tr> <tr> <td>黒川橋</td> <td>1.40</td> <td>2.50</td> <td></td> <td style="color: red;">3.92</td> <td>3.92</td> </tr> <tr> <td>羽黒橋</td> <td>2.00</td> <td>3.00</td> <td style="color: red;">4.00</td> <td style="color: red;">4.70</td> <td>6.90</td> </tr> <tr> <td>笹目橋</td> <td style="color: red;">2.00</td> <td style="color: red;">3.20</td> <td style="color: red;">3.70</td> <td style="color: red;">4.40</td> <td style="color: red;">4.40</td> </tr> </tbody> </table>							所管	河川名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (追加) (m)	はん濫危険水位 (計画高水位) (m)	国土交通省酒田河川国道事務所	赤川	熊出	2.10	3.00	4.20	5.00	6.12	黒川橋	1.40	2.50		3.92	3.92	羽黒橋	2.00	3.00	4.00	4.70	6.90	笹目橋	2.00	3.20	3.70	4.40	4.40	<p>◆ 「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」、「中小河川の特別警戒水位の設定要領」、「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領」に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川等における氾濫危険水位等の見直しによる修正</p>
所管	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (削除) (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	(削除) 計画高水位 (m)																																																																											
国土交通省酒田河川国道事務所	赤川	熊出	2.10	3.00	4.30	4.50	6.12																																																																											
		黒川橋	1.40	2.50			3.92																																																																											
		羽黒橋	2.00	3.00	4.20	4.60	6.90																																																																											
		笹目橋	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																											
所管	河川名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (追加) (m)	はん濫危険水位 (計画高水位) (m)																																																																											
国土交通省酒田河川国道事務所	赤川	熊出	2.10	3.00	4.20	5.00	6.12																																																																											
		黒川橋	1.40	2.50		3.92	3.92																																																																											
		羽黒橋	2.00	3.00	4.00	4.70	6.90																																																																											
		笹目橋	2.00	3.20	3.70	4.40	4.40																																																																											

鶴岡市水防計画新旧対照表

新							旧							修正理由		
2 県の水位観測所							2 県の水位観測所							◆「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」、「中小河川の特別警戒水位の設定要領」、「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領」に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川等における氾濫危険水位等の見直しによる修正		
所管	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (削除) (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	所管	河川名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位 (追加) (m)			
庄内総合支庁 河川砂防課	京田川	三和	2.60	2.70	2.80	3.30	庄内総合支庁 河川砂防課	京田川	三和	1.80	2.40	2.80	3.30			
	藤島川	藤島	3.20	3.30	3.50	4.20		藤島川	藤島	2.00	3.00	3.50	4.20			
	大山川	大山	1.70	3.10	3.90	4.40		大山川	大山	1.60	3.10	3.90	4.70			
	大山川	面野山	3.90	4.80	5.20	5.60		大山川	面野山	2.30	3.70	4.50	5.30			
	五十川	五十川	1.00	1.70	2.20	2.60		五十川	五十川	0.80	1.70	2.10	2.60			
	庄内小国川	大岩川	1.60	2.00	2.10	2.50		庄内小国川	大岩川	1.50	2.00	2.50	2.90			
	鼠ヶ関川	小名部	1.90	2.50	2.70	3.30		鼠ヶ関川	小名部	1.70	2.00	2.30	2.60			
	青龍寺川	丸岡						青龍寺川	丸岡							
	湯尻川	湯尻川	1.40	1.80	2.10	2.60		湯尻川	湯尻川	1.10	1.70	2.10	2.60			
	青龍寺川	高坂	1.30	1.40	1.50	1.90		青龍寺川	高坂	1.20	1.40	1.50	1.90			
	内川	内川	1.60	2.40	2.60	3.00		内川	内川	1.50	1.90	2.60	3.00			
	黒瀬川	黒瀬川	2.00	2.20	2.30	2.80		黒瀬川	黒瀬川	1.10	1.70	2.30	2.80			
	三瀬川	三瀬川	1.20	1.70	2.20	2.70		三瀬川	三瀬川	1.00	1.70	2.20	2.70			
	鼠ヶ関川	鼠ヶ関	1.70	2.10	2.60	3.10		鼠ヶ関川	鼠ヶ関	1.30	1.90	2.60	3.10			
	倉沢川	倉沢川	1.30	1.60	1.80	2.30		倉沢川	倉沢川	1.10	1.50	1.80	2.30			
	庄内総合支庁 河川砂防課	温海川	湯温海	0.60	1.00	1.20		1.50	庄内総合支庁 河川砂防課	温海川	湯温海	0.60	1.00		1.20	1.50
	庄内総合支庁 荒沢ダム管理課	西大鳥川	寿岡						庄内総合支庁 荒沢ダム管理課	西大鳥川	寿岡					
(削除)						赤川	蘇岡									
赤川		朝日 落合	3.20	4.00	5.40	5.70	赤川	朝日 落合		2.00	3.20	3.70	4.40			

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第5節 水防信号及び標識</p> <p>1 水防信号</p> <p>市は、県が定めた水防信号を一般に周知させるための措置講じなければならない。</p> <p>(1)第1信号 〈削除〉警戒水位に達したことを知らせるもの</p> <p>(2)第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの</p> <p>(3)第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの</p> <p>(4)第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</p> <p>3 身分証明 (略)</p> <p>(5)本証の有効期限は、交付の日より1ヶ月とする。</p> <p>第6節 水防解除</p> <p>水防管理者は、水位が〈削除〉警戒水位を下廻り水防活動の必要がないと判断した場合は、水防を解除し、その旨を所轄県水防支部及び関係機関に通報するとともに一般に周知するものとする。</p>	<p>第5節 水防信号及び標識</p> <p>1 水防信号</p> <p>市は、県が定めた水防信号を一般に周知させるための措置講じなければならない。</p> <p>(1)第1信号 <u>はん濫注意水位（警戒水位）</u>に達したことを知らせるもの</p> <p>(2)第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの</p> <p>(3)第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの</p> <p>(4)第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</p> <p>3 身分証明 (略)</p> <p>(5)本証の有効期限は、交付の日より1ヶ月とする。</p> <p>第6節 水防解除</p> <p>水防管理者は、水位が<u>はん濫注意水位（警戒水位）</u>を下廻り水防活動の必要がないと判断した場合は、水防を解除し、その旨を所轄県水防支部及び関係機関に通報するとともに一般に周知するものとする。</p>	<p>◆山形県水防計画との整合</p> <p>◆山形県水防計画との整合</p>

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第10章 住民の水防活動と河川管理者の協力、関係機関への 応援要請 第6節 <u>国及び山形県等との連携</u> <u>(1) 赤川流域治水協議会・最上川流域治水協議会</u> <u>市は、国や山形県が開催する赤川流域治水協議会、最上川流</u> <u>域治水協議会に参加し、あらゆる関係者が協働して流域全体で</u> <u>水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進する</u> <u>ための協議・情報共有を行う。</u> <u>(2) 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組</u> <u>洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を</u> <u>総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫時</u> <u>の減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理</u> <u>者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連絡体制を構築す</u> <u>る。</u></p> <p>第11章 <u>緊急通行</u></p> <p>第1節 <u>緊急通行</u> <u>水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、</u> <u>水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を</u> <u>受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しな</u> <u>い空地及び水面を通行することができる。</u></p> <p>第2節 <u>損失補償</u> <u>水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失</u> <u>を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとし</u> <u>る。</u></p> <p>第12章 <u>公用負担</u></p> <p>第13章 <u>避難情報等の提供</u></p>	<p><u>〈追加〉</u></p> <p><u>〈追加〉</u></p> <p>第11章 <u>公用負担</u></p> <p>第12章 <u>避難情報等の提供</u></p>	<p>◆国及び山形県との連携を図るため、流域治水協議会、大規模氾濫時の減災対策協議会の取組について追加</p> <p>◆山形県水防計画の修正に伴い修正</p>

鶴岡市水防計画新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第14章 浸水想定区域における避難確保のための措置 第1節 洪水予報等の伝達 避難指示 <u>(指示)</u></p> <p>第2節 避難場所及び要配慮者利用施設 浸水想定区域ごとの避難場所、及び高齢者、障害者、乳幼児等の<u>要配慮者</u>が利用する施設は、資料編に示す。</p> <p>第3節 浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難確保の措置</p> <p>1 地域防災計画へ定める事項 (3) 浸水想定区域内に次の施設がある場合の施設の名称及び所在地 ① <u>要配慮者利用</u>施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。（以下において同じ。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設</p> <p>2 <u>要配慮者利用</u>施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 <u>水防法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。市は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p>	<p>第13章 浸水想定区域における避難確保のための措置 第1節 洪水予報等の伝達 避難指示 <u><追加></u></p> <p>第2節 避難場所及び災害時要援護者利用施設 浸水想定区域ごとの避難場所、及び高齢者、障害者、乳幼児等の<u>災害時要援護者</u>が利用する施設は、資料編に示す。</p> <p>第3節 浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難確保の措置</p> <p>1 地域防災計画へ定める事項 (3) 浸水想定区域内に次の施設がある場合の施設の名称及び所在地 ① <u>災害時要援護者利用</u>施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。（以下において同じ。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設</p> <p>2 <u>災害時要援護者</u>利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 <u>水防法第15条の3の規定に基づき、地域防災計画に定めた災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するように努め、作成した場合は市に報告し公表するものとする。</u></p>	<p>◆名称変更による修正</p> <p>◆名称変更による修正</p> <p>◆名称変更による修正</p> <p>◆水防法の改正 ◆要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施の義務化等の追加</p>

鶴岡市水防計画新旧対照表

新				旧		修正理由																								
<p>第4節 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>1 国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事業所</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">河川名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">洪水浸水想定区域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">指定月日</th> <th style="text-align: center;">指定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">酒田河川国道事務所</td> <td style="text-align: center;">最上川下流</td> <td style="text-align: center;">鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、戸沢村</td> <td style="text-align: center;">H29.1.20</td> <td style="text-align: center;">東北地方整備局 告示第13号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤川</td> <td style="text-align: center;">鶴岡市、酒田市、三川町</td> <td style="text-align: center;">H28.5.31</td> <td style="text-align: center;">東北地方整備局 告示第150号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大山川</td> <td style="text-align: center;">鶴岡市、酒田市、三川町</td> <td style="text-align: center;">H28.5.31</td> <td style="text-align: center;">東北地方整備局 告示第150号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内川</td> <td style="text-align: center;">鶴岡市、酒田市、三川町</td> <td style="text-align: center;">H28.5.31</td> <td style="text-align: center;">東北地方整備局 告示第150号</td> </tr> </tbody> </table>				事業所	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域		指定月日	指定番号	酒田河川国道事務所	最上川下流	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、戸沢村	H29.1.20	東北地方整備局 告示第13号	赤川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28.5.31	東北地方整備局 告示第150号	大山川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28.5.31	東北地方整備局 告示第150号	内川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28.5.31	東北地方整備局 告示第150号	<p><追加></p>		<p>◆山形県水防計画との整合</p>
事業所	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域																											
			指定月日	指定番号																										
酒田河川国道事務所	最上川下流	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、戸沢村	H29.1.20	東北地方整備局 告示第13号																										
	赤川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28.5.31	東北地方整備局 告示第150号																										
	大山川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28.5.31	東北地方整備局 告示第150号																										
	内川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28.5.31	東北地方整備局 告示第150号																										

鶴岡市水防計画新旧対照表

新				旧		修正理由
<u>2 山形県知事が指定した洪水浸水想定区域</u>						
事業所	河川名	氾濫により浸水が及ぶと 想定される市町村	洪水浸水想定区域			
			指定月日	指定番号		
庄内 総合 支庁	京田川	鶴岡市、酒田市、三川町	H30.4.27	県告示第379号		
	藤島川	鶴岡市、三川町	H30.4.27	県告示第379号		
	黒瀬川	鶴岡市	H30.4.27	県告示第379号		
	赤川	鶴岡市	R1.12.24	県告示第538号		
	倉沢川	鶴岡市	H31.3.26	県告示第197号		
	内川(新内川)	鶴岡市	R1.12.24	県告示第538号		
	青龍寺川	鶴岡市	R1.12.24	県告示第538号		
	大山川	鶴岡市、酒田市、三川町	R1.12.24	県告示第538号		
	湯尻川	鶴岡市	R1.12.24	県告示第538号		
	三瀬川	鶴岡市	R2.1.31	県告示第58号		
	五十川	鶴岡市	R2.1.31	県告示第58号		
	温海川	鶴岡市	R2.1.31	県告示第58号		
	庄内小国川	鶴岡市	R2.1.31	県告示第58号		
	鼠ヶ関川	鶴岡市	R2.1.31	県告示第58号		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第15章 水防訓練 第14章 水防訓練 </div>						

鶴岡市水防計画新旧対照表

新				旧				修正理由
第16章 重要水防箇所 第1節 重要水防箇所評定基準 1 河川関係 山形県				第15章 重要水防箇所 第1節 重要水防箇所評定基準 1 河川関係 山形県				◆山形県水防計画の修正に伴う重要水防箇所評定基準の見直し
種別	重要度		要注意区間	種別	重要度		要注意区間	
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)		最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)			
堤防高 (<u>流下能力</u>)	計画高水流量相当 (※1)規模の洪水の 水位(高潮区間の堤防 にあっては計画高潮位) が現況の堤防高を超える箇所	計画高水流量相当 (※1)規模の洪水の 水位(高潮区間の堤防 にあっては計画高潮位) と現況の堤防高との差が堤防の計画 余裕高に満たない箇所	河道内の堆積土 砂、樹木等による流下能力不足 の箇所	堤防高 (<u>流下能力</u>)	既往洪水流量(年1 ～2回程度)に対し、 堤防高が低く余裕高がないため、 度々はん濫の実績があり、最も危険な箇所	既往洪水流量(年1 ～2回程度)に対し、 余裕高が小さくはん濫の実績もあり、 危険な箇所		
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の 堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1 未満(※2)の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画 の堤防断面あるいは計画の天端幅に対し て不足しているが、それぞれ2分の1以上 (※2)確保されている箇所		堤防断面	堤防断面が上下流に 比し、概ね1/2以下であり、既往洪水流量 に対し最も危険な箇所	堤防断面が上下流に 比し、既往洪水流量に対し部分的に狭く 危険な箇所		
法崩れすべり	法崩れ又はすべりの 実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの 実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の 土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべり が発生する恐れのある箇所、所要の 対策が未施工の箇所		法崩れすべり	過去に堤防斜面が崩 れたことがあり、まだその対策が十分で ない箇所	過去に堤防斜面が崩 れたことはないが、崩れる可能性が高い 箇所、まだその対策が十分でない箇所		
漏水	過去に漏水の履歴があるが、その対策が 十分でない箇所	漏水の履歴があり、 その対策が暫定施工の箇所漏水の履歴は ないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水 が発生する恐れがある箇所、所要の 対策が未施工の箇所		漏水	過去に漏水の履歴があるが、その対策が 十分でない箇所	漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川 跡の堤防があること、あるいは基礎地盤 及び堤体の土質等からみて、漏水のお それがある箇所		

鶴岡市水防計画新旧対照表

新			旧			修正理由	
種別	重要度		要注意区間	種別	重要度		要注意区間
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)			最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)	
水衝洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所等で護岸・根固等が洗掘を受け、危険が予想される箇所 <u>波浪による河岸の欠壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</u>	<u>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</u>		水衝洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所等で護岸・根固等が洗掘を受け、危険が予想される箇所	<u>水衝部にある堤防前面の河床が深掘れとは言えないが、一部洗掘を受けている箇所</u>	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 <u>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所（※3）</u>	<u>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所（※3）</u>		工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 <u>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が洪水流量に対し、余裕高が取れない箇所</u>		

鶴岡市水防計画新旧対照表

新				旧				修正理由
	重要度		要注意区間		重要度		要注意区間	
種別	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)		種別	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)		
	(削除)			無堤	<u>溢水により、社会的 経済的に重大な被害 が予想される箇所 (周辺の保全対象が 主として人家等であ る場合)</u>	<u>溢水により、社会的 経済的に大きな被害 が予想される箇所 (周辺の保全対象が 主として耕地等であ る場合)</u>		
	(削除)			破堤跡 (堤防の 決壊跡)			<u>過去に堤防が決 壊したことがあ る箇所、このよ うな箇所は地質 が脆弱であるこ とが多く対策終 了後も要注意区 間とする。</u>	
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後 3年以内の箇所 破堤跡又は旧川 跡の箇所	旧川跡			<u>以前は川だが現 在では堤防と なっている箇 所、このような 箇所は地質が脆 弱であることが 多く、対策終了 後も要注意区間 とする。</u>	
陸閘			陸閘が設置され ている箇所					
				(追加)				
				(追加)				
<p><u>(※1) 計画高水流量相当とは、既往洪水流量（年1～2回程度）規模の洪水や河川整備計画上の計画高水流量規模の洪水等に相当する流量を指す。</u></p> <p><u>(※2) 計画の改修断面が設定されていない区間については、上下流の堤防断面を比較対象とする。</u></p> <p><u>(※3) 未改修区間における要改築構造物や河川管理施設等構造令に適合していない橋梁等について、上下流の状況から明らかに桁下高等が不足しているものは対象とする。</u></p>								
				(追加)				

鶴岡市水防計画新旧対照表

新				旧				修正理由
	重要度				重要度			
種別	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)	要注意区間	種別	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)	要注意区間	
(略)				(略)				
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの 実績があるが、その 対策が未施工の箇所	<u>法崩れ又はすべりの 実績があるが、その 対策が暫定施工の箇 所</u> <u>法崩れ又はすべりの 実績はないが、堤体 あるいは基礎地盤の 土質、法勾配等から みて法崩れ又はすべ りが発生するおそれ のある箇所で、所要 の対策が未施工の箇 所</u>		法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの 実績があるが、その 対策が未施工の箇所	<u>法崩れ又はすべりの 実績はないが、堤体 あるいは基礎地盤の 土質、法勾配等から みて法崩れ又はすべ りが発生するおそれ のある箇所で、所要 の対策が未施工の箇 所</u>		
(略)				(略)				